

第80回定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2023年5月23日（火曜日）
午前10時
受付開始予定時間 午前9時

開催場所 静岡県沼津市上土町100番地 1
沼津リバーサイドホテル 3階 香陵

【株主総会資料の電子提供制度の施行について】

電子提供制度の施行に伴い、従前書面でお送りしておりました招集通知等の株主総会資料は、当社のホームページに掲載して提供する方法に変更いたしました。

本定時株主総会につきましては、制度施行して間もないこともあり、従来と同様に書面でも送付いたします。

なお、書面は議決権を有する全ての株主様に送付しており、書面交付請求された株主様に交付する書面と同じものになります。

目次

■ ごあいさつ	1
■ 第80回定時株主総会招集ご通知	3
■ 株主総会参考書類	5
議案および参考事項	
● 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件	
● 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
● 第3号議案 資本金の額の減少の件	
■ 事業報告	14
■ 連結計算書類	37
■ 計算書類	49
■ 監査報告書	58

ごあいさつ

株主の皆さまには、平素より当社グループへの格別のご支援、お引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

私からのごあいさつとして、当社グループの経営理念をご紹介します。

経営理念

■ 顧客第一 ■ 合理追求 ■ 人倫遵守

「顧客第一」とは、お客様の立場になって物事を発想し、お客様の求める製品、サービスを提供することを通じて、お客様満足を目指すことです。お客様満足の追求を通じて、社会の発展に貢献し続けることが、当社の存在意義であると考えています。

「合理追求」と「人倫遵守」は、「顧客第一」を実現するために、私たちが大切にしなければならない価値観を表しています。

「合理追求」とは、目的を達成するための手段の選択において合理性、すなわち科学的な思考を追求することであり、私たちの意思決定において大切にしている価値観です。

経営における科学的な思考とは、数値や事実といった具体的な根拠を基礎に論理を仮説として組み立て、実行を通じて仮説を検証していくプロセスであり、合理的な意思決定の基礎になるものと考えています。

「人倫遵守」とは、企業が社会的な存在であるということを常に意識し、社員は他の模範となるような高い倫理観を持つことを求めています。事業活動の基礎となる最も基本的な価値観です。

単なる遵法ではなく、社会正義に照らして適切な判断が出来ると共に、どうあるべきかを進んで考えることを求めています。

いずれも基本的な事柄ですが、経営環境の変化が大きく、かつ速度が速くなっている現代においてこそ、基本を大切に、着実に積み重ねていくことが重要であると考えています。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2023年5月

代表取締役社長 **植松 泰右**

新型コロナウイルス感染リスクに伴う当社の対応について

新型コロナウイルスにつきましては、株主総会開催時における政府発表に基づき、株主の皆さまの安全確保および感染拡大防止対策をしております。

なお、昨年同様、当日お受けするご質問とは別に、インターネットにて事前に質問もお受けいたします。

招集通知作成時における株主総会ご出席時のご注意とお願い

- ・株主総会にご参加いただく株主の皆さまにおかれましては、株主総会開催時点の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの着脱などご自身のご判断にお任せいたします。会場への入場時のアルコール消毒液による手指の消毒などにおきましても同様の対応といたします。
- ・株主総会の運営メンバーにおきましては、マスクを装着しての対応とさせていただきますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

事前質問の受付

事前にいただきましたご質問のうち、株主の皆さまの関心の高い事項につきましては、後日当社HPにてご回答させていただく予定ですが、個別のご回答はいたしかねますので予めご了承ください。

以下のメールアドレスあてに、ご質問事項および株主番号、株主名を入力しメールをご送信ください。

事前質問受付アドレス sokai2023@toyoasano.co.jp

受付期限 2023年5月18日（木曜日）午後5時30分まで

招集ご通知

株主各位

(証券コード 5271)
2023年5月8日
(電子提供措置の開始日 2023年5月1日)

静岡県沼津市原315番地の2
株式会社トヨーアサノ
代表取締役社長 植松 泰右

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第80回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.toyoasano.co.jp/ir/>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。下記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「トヨーアサノ」または証券「コード」に「5271」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2023年5月22日（月曜日）午後5時30分までに**到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2023年5月23日（火曜日）午前10時（受付開始予定時間 午前9時）
2. 場 所 静岡県沼津市上土町100番地1
沼津リバーサイドホテル 3階 香陵

3. 株主総会の目的事項

報告事項 (1) 第80期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）

事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

(2) 第80期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）

計算書類報告の件

決議事項 **第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第3号議案 資本金の額の減少の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員が任期満了となりますので、改めて取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、当社の監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	1	ウエ マツ 植松 泰右	タイ スケ (1979年7月3日生)	所有する当社株式の数	3,400 株	再任
-----------	---	----------------	-----------------------	------------	---------	----

略歴、地位、担当の状況

2003年 4月	(株)東京放送入社	2011年 3月	当社取締役執行役員管理本部長
2007年 3月	当社入社	2011年 5月	当社取締役常務執行役員管理本部長
2009年 3月	当社パイル営業本部副本部長	2013年 5月	当社代表取締役副社長
2009年 5月	当社取締役執行役員 パイル営業本部副本部長	2015年 5月	当社代表取締役社長 (現在に至る)

重要な兼職の状況

(株)東商 代表取締役社長

取締役候補者とする理由

植松泰右氏は、取締役として長年にわたり当社の経営を担っており、その経営全般にわたる豊富な経験と実績、高度な見識を有しており、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者 番号	2	スギ ヤマ 杉山 康彦	ヤス ヒコ (1965年8月16日生)	所有する当社株式の数	1,200 株	再任
-----------	---	----------------	------------------------	------------	---------	----

略歴、地位、担当の状況

1994年 4月	当社入社	2015年 5月	当社取締役執行役員 パイル営業本部長
2004年 3月	当社パイル営業本部開発営業部部長	2019年 3月	当社常務取締役 パイル営業本部長 (現在に至る)
2009年 3月	当社パイル営業本部副本部長		
2013年 6月	当社執行役員パイル営業本部長		

取締役候補者とする理由

杉山康彦氏は、営業部門の責任者としてパイル営業本部長を務め、設計・技術営業の強化を推進するなど豊富な経験と実績、高度な見識を有しており、当社グループの成長戦略の推進に適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号 **3** スギヤマ トシヒコ
杉山 敏彦 (1963年10月12日生)

所有する当社株式の数
1,600 株 **再任**

略歴、地位、担当の状況

1986年 3月	当社入社	2013年 6月	当社執行役員管理本部長
2007年 3月	当社総務部副部長	2015年 5月	当社取締役執行役員管理本部長
2009年 3月	当社総務部部長	2020年 3月	当社取締役管理本部長 (現在に至る)

取締役候補者とする理由

杉山敏彦氏は、総務部門、経理部門の責任者として管理本部長を務め、コンプライアンスの徹底やガバナンス体制の強化を推進するなど豊富な経験と実績、高度な見識を有しており、当社グループの企業体質を強めるために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号 **4** ニシムラ ユタカ
西村 裕 (1966年8月30日生)

所有する当社株式の数
400 株 **再任**

略歴、地位、担当の状況

1998年 4月	当社入社	2017年 6月	当社執行役員技術部長
2007年 3月	当社技術部副部長	2022年 5月	当社取締役技術部長 (現在に至る)
2011年 3月	当社技術部部長		

取締役候補者とする理由

西村裕氏は、技術部門の責任者として技術部長を務め、新工法や新製品の開発、既商品の改良などにリーダーシップを発揮するとともに、施工品質を確保するための体制強化を推進するなど豊富な経験と実績、高度な見識を有しており、当社グループの成長戦略の推進に適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号 **5** キノ シタ トシ ヒサ
木下 年久 (1962年9月17日生)

所有する当社株式の数
100 株 **再任**

略歴、地位、担当の状況

1988年 5月	当社入社	2020年 3月	当社執行役員 パイル営業本部副本部長 (パイル営業部・開発営業部担当)
2004年 3月	当社東京工場生産課課長	2022年 3月	当社執行役員東京工場長
2009年 3月	当社開発営業部副部長	2022年 5月	当社取締役東京工場長 (現在に至る)
2015年 3月	当社開発営業部部长		

重要な兼職の状況

T Aパイル製造(株) (旧 (株)トーヨーアサノ東京工場) 代表取締役社長

取締役候補者とする理由

木下年久氏は、営業および製造部門の責任者を歴任し、製品の安定的な提供や設計・技術営業の強化にリーダーシップを発揮するなど豊富な経験と実績、高度な見識を有しており、当社グループの品質保証体制の推進に適切な人材と判断し、取締役候補者となりました。

候補者
番号 **6** アリ モリ クニ ソウ
有森 国三 (1970年5月24日生)

所有する当社株式の数
100 株 **再任**

略歴、地位、担当の状況

1993年 3月	当社入社	2020年 3月	当社執行役員 パイル営業本部副本部長 (工事部担当)
2009年 6月	当社神奈川営業所所長	2022年 3月	当社執行役員工事部長
2017年 3月	当社工事部部长	2022年 5月	当社取締役工事部長 (現在に至る)

取締役候補者とする理由

有森国三氏は、工事部門の責任者として工事部長を務め、安全性の向上や施工品質を確保するための体制強化を推進するなど豊富な経験と実績、高度な見識を有しており、当社グループの品質保証体制の推進に適切な人材と判断し、取締役候補者となりました。

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 所有する当社株式の数には、役員持株会の持分が含まれております。

3. 役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約について

当社は、取締役 (監査等委員である取締役を含む) を被保険者として、役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しており、2023年6月に同契約を更新する予定であります。当該保険契約により、被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額当社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約の被保険者となる予定です。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役4名全員が任期満了となりますので、改めて監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	1	サオトメ 五月女	ゴロウ 五郎	(1943年8月3日生)	所有する当社株式の数	0株	再任	社外	独立
-----------	---	--------------------	------------------	--------------	------------	----	----	----	----

略歴、地位、担当の状況

1977年 4月	弁護士登録	2015年 5月	当社監査役
	榊原卓郎法律事務所入所	2017年 5月	当社取締役（監査等委員）
1979年 2月	五月女五郎法律事務所開設 (現在に至る)		(現在に至る)

重要な兼職の状況

五月女五郎法律事務所所長弁護士

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

五月女五郎氏は弁護士として培われた専門的な知識・経験を有しており、当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性について適切な監査を遂行していただけることを期待して選任しております。

なお、同氏は当社監査役および監査等委員である取締役以外に直接会社経営に関与されたことはありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(注) 1. 五月女五郎氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 同氏は社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役が職務遂行にあたりその役割を充分発揮できるよう、現行定款第31条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。同氏につきましても、本議案が原案どおりご承認いただいた場合には、当社との間で責任限定契約を継続する予定であります。

4. 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約について

当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む）を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、2023年6月に同契約を更新する予定であります。同氏につきましても、本議案が原案どおりご承認いただいた場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約により被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。

5. 同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、本議案が原案どおりご承認いただいた場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

6. 同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって6年であります。

7. 同氏は過去に当社の社外監査役であったことがあります。

8. 同氏は五月女五郎法律事務所の所長弁護士であり、当社は同法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、その顧問料および報酬額は多額の金銭には該当いたしません。

候補者
番号

2

カツ マタ
勝又
ヤス ヒロ
康博

(1971年4月22日生)

所有する当社株式の数

0 株

再任

社外

独立

略歴、地位、担当の状況

1995年 4月	朝日監査法人 (現有限責任 あずさ監査法人) 入社	2001年 8月	勝又公認会計士事務所開設 (現在に至る)
1998年 4月	公認会計士登録	2019年 5月	当社取締役 (監査等委員) (現在に至る)

重要な兼職の状況

勝又公認会計士事務所代表

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

勝又康博氏は公認会計士として長年にわたり企業の会計監査に従事され、財務・会計に関する高度な知識と幅広い識見を有しており、当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性について適切な監査を遂行していただけることを期待して選任しております。

なお、同氏は当社監査等委員である取締役以外に直接会社経営に関与されたことはありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(注) 1. 勝又康博氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 同氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役が職務遂行にあたりその役割を充分発揮できるよう、現行定款第31条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。同氏につきましても、本議案が原案どおりご承認いただいた場合には、当社との間で責任限定契約を継続する予定であります。

4. 役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約について

当社は、取締役 (監査等委員である取締役を含む) を被保険者として、役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しており、2023年6月に同契約を更新する予定であります。同氏につきましても、本議案が原案どおりご承認いただいた場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約により被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。

5. 同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、本議案が原案どおりご承認いただいた場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
6. 同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会終了の時をもって4年であります。
7. 同氏は勝又公認会計士事務所の代表であり、当社は同公認会計士事務所と顧問契約を締結しておりますが、その顧問料および報酬額は多額の金銭には該当いたしません。

候補者
番号 **3** マスダ コウイチ
梶田 好一 (1960年1月3日生)

所有する当社株式の数

0 株

再任

社外

独立

略歴、地位、担当の状況

1983年 4 月	警察庁入庁	2020年 1 月	(株)電通エグゼクティブ・シニア・アドバイザー
2009年 8 月	鹿児島県警察本部長	2021年 5 月	当社取締役 (監査等委員)
2015年 8 月	愛知県警察本部長		(現在に至る)
2017年 8 月	警察庁交通局長	2022年 11月	日本ゲームカード(株)特別顧問
2019年 6 月	日本ギア工業(株)取締役		(現在に至る)

重要な兼職の状況

日本ゲームカード(株)特別顧問

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

梶田好一氏は公務員を長年歴任された経験に加え、過去には当社以外でも取締役を務められており、経営者としての幅広い見識と豊富な経験を活かし、当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性について適切な監査をしていただけることを期待して選任しております。

(注) 1. 梶田好一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 同氏は社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役が職務遂行にあたりその役割を充分発揮できるよう、現行定款第31条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。同氏につきましても、本議案が原案どおりご承認いただいた場合には、当社との間で責任限定契約を継続する予定であります。

4. 役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約について

当社は、取締役 (監査等委員である取締役を含む) を被保険者として、役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しており、2023年6月に同契約を更新する予定であります。同氏につきましても、本議案が原案どおりご承認いただいた場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約により被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。

5. 同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、本議案が原案どおりご承認いただいた場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

6. 同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。

候補者
番号

4

コバ ヤシ
小林

ユウ イチ
雄一

(1967年12月11日生)

所有する当社株式の数

0 株

新任

社外

略歴、地位、担当の状況

1990年 4月	秩父セメント(株) (現太平洋セメント(株)) 入社	2019年 4月	同社関西四国支店四国セメント営業部 副支店長兼営業部長
2014年 4月	同社東京支店セメント営業部 千葉エリアマネージャー	2022年 4月	同社セメント事業本部営業部 営業グループリーダー (現在に至る)

重要な兼職の状況

太平洋セメント(株)セメント事業本部営業部 営業グループリーダー

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

小林雄一氏は現在、太平洋セメント(株)のセメント事業本部営業部の営業グループリーダーであり、これまでも長年にわたり営業部門で活躍されている経歴をもち、幅広い見識と豊富な経験を生かし、当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性について適切な監査を遂行していただけることを期待して選任しております。

なお、同氏は社外取締役以外に直接会社経営に関与されたことはありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(注) 1. 小林雄一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 同氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役が職務遂行にあたりその役割を充分発揮できるよう、現行定款第31条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。同氏につきましても、本議案が原案どおりご承認いただいた場合には、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。

4. 役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約について

当社は、取締役 (監査等委員である取締役を含む) を被保険者として、役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しており、2023年6月に同契約を更新する予定であります。同氏につきましても、本議案が原案どおりご承認いただいた場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約により被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。

5. 太平洋セメント(株)は当社発行済株式総数の11.88%を保有する主要株主であるとともに、特定関係事業者であり、当社は同社との間で当社主要製品の原材料取引があります。

(ご参考)

第1号議案ならびに第2号議案が承認された場合、本株主総会終結後の取締役（監査等委員を除く）および監査等委員である取締役のスキルマトリックスは次のとおりとなります。

	代表取締役 経験者	営業 マーケティング	法務会計	工事	製造	技術
植松 泰 右	○	○	○			
杉山 康 彦		○		○	○	○
杉山 敏 彦			○			
西村 裕				○	○	○
木下 年 久	○	○			○	○
有森 国 三		○		○		
五月女 五 郎			○			
勝又 康 博			○			
榎田 好 一			○			
小林 雄 一		○				

第3号議案 資本金の額の減少の件

1. 資本金の額の減少の理由

当社は、今後の成長戦略を実現するために財務戦略の一環として資本金の額の減少を実施するものであり、機動的かつ柔軟な資本政策の実現と、適切な税制への適用を通じて財務内容の健全性を目的とするものであります。

本議案は、会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額を減少することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は発行済株式の総数の変更は行わず、資本金の額のみ減少いたしますので、株主の皆さまのご所有株式数に影響を与えるものではありません。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額720,420,000円のうち、620,420,000円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を100,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式の総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少するものであります。

(3) 減少後の資本金及びその他資本剰余金

減少後の資本金及びその他資本剰余金は以下のとおりです。

資本金	100,000,000円
その他資本剰余金	737,437,580円

3. 資本金の額の減少の日程（予定）

- | | |
|-----------------|------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2023年4月7日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 2023年5月23日 |
| (3) 債権者異議申述公告日 | 2023年5月25日 |
| (4) 債権者異議申述期間末日 | 2023年6月26日 |
| (5) 効力発生日 | 2023年6月30日 |

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその結果

当連結会計年度（2022年3月1日から2023年2月28日まで）のわが国経済は、夏場の新型コロナウイルス感染再拡大により減速したものの、個人消費や設備投資といった内需が主導する形で、景気は緩やかに持ち直してきました。また、海外経済におきましては、インフレの高進に天井感が出てきたものの、世界的な金融引締め等による景気後退リスクやウクライナ情勢の長期化による原材料の供給不足、資源価格上昇など、景気の先行きは不透明な状況が続きました。

コンクリートパイルの全国需要につきましては、西日本、特に九州地区で大幅に増加したことにより前年同期を上回って推移いたしました。また、当社の主力商圏である関東地区は横ばい、静岡は下回って推移いたしました。

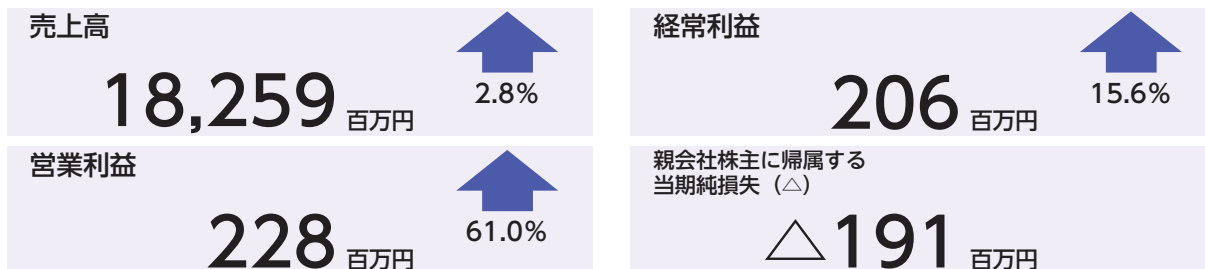
コンクリートセグメント事業の製造につきましては、当初計画通り進捗いたしました。なお、2023年2月28日に公表いたしましたとおり、当社が保有する連結子会社である日本セグメント工業株式会社の全株式を譲渡したことにより当連結会計年度末において当社の連結子会社から除外しております。

不動産賃貸事業につきましては、安定した業績で推移しております。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、前年同期比較は、当該会計基準等の適用前の前連結会計年度の数値を用いております。また、管理区分の見直しに伴い、前連結会計年度までのセグメント情報における「コンクリート二次製品事業」および「工事業」を統合し、「基礎事業」として開示しております。

このような状況において、当社グループは、「顧客第一」「合理追求」「人倫遵守」の経営理念の下、高度化するお客さまのニーズを迅速かつ正確に捉え、高品質の製品・サービスを競争力のあるコストで提供してまいりました。

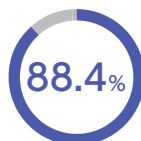
当連結会計年度の売上高は18,259百万円（前連結会計年度比2.8%増）、営業利益は228百万円（前連結会計年度比61.0%増）、経常利益は206百万円（前連結会計年度比15.6%増）、親会社株主に帰属する当期純損失は191百万円（前連結会計年度は114百万円の利益）となりました。



なお、当連結会計年度における事業セグメント毎の業績は次のとおりであります。

基礎事業

売上高構成比



主な事業内容：

- コンクリートパイルの製造・販売
- コンクリートパイルの杭打ち施工
- コンクリートパイルの付属品の販売
- 建設用資材の販売
- コンクリートパイルの運送
- その他基礎工事

基礎事業の主力事業でありますコンクリートパイル部門の全国需要につきましては、前年同期を上回って推移いたしました。当社の主力商圏であります関東および静岡につきましては、関東は前年同期とほぼ横ばい、静岡は下回りました。業績につきましては、年度後半に想定を超えて原材料価格が高騰し原価率が上昇した結果、当連結会計年度の売上高は16,136百万円（前連結会計年度比3.1%増）、営業利益は656百万円（前連結会計年度比9.4%減）となりました。

コンクリートセグメント事業

売上高構成比



主な事業内容：

- コンクリートセグメントの製造・販売
- コンクリートセグメントの付属品の製造・販売
- コンクリートセグメントの運送

当連結会計年度は、計画通りの生産となりました。事業環境は大変厳しく、足元での原材料価格も高騰しておりましたが、徹底したコスト管理をした結果、当連結会計年度の売上高は、1,929百万円（前連結会計年度比0.5%増）、営業利益は35百万円（前連結会計年度は0百万円の損失）となりました。

不動産賃貸事業

売上高構成比



主な事業内容：

- 不動産賃貸業

当連結会計年度の売上高は、193百万円（前連結会計年度比0.6%減）、営業利益は138百万円（前連結会計年度比3.8%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

設備投資につきましては、生産能力の維持、品質向上および環境対応に資する投資を重点に実施することを基本としております。

当連結会計年度における設備投資の総額は385百万円となりました。その主なものは、コンクリートパイル製造用設備、工事施工用治具、コンクリートパイルおよびコンクリートセグメント製造用型枠であります。

なお、設備投資所要資金につきましては、自己資金、借入金およびファイナンス・リース取引によって賄っております。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、保有する日本セグメント工業株式会社の全株式を、フジミ工研株式会社へ売却したため、日本セグメント工業株式会社は当社の連結子会社ではなくなりました。

(8) 対処すべき課題

今後の経済見通しについては、個人消費や設備投資といった内需が主導する形で緩やかな回復基調を維持するものと想定されますが、引き続き世界的な金融引締め等による景気後退リスクやウクライナ情勢の長期化による原材料の供給不足、資源価格上昇など、景気の先行きは不透明な状況が続くものと想定しております。業績への影響につきましては、引き続き原材料価格については上昇基調が続いていることに加えて、ウクライナ情勢による更なる高騰が生じる懸念もございます。このような状況に対して、これまで以上にコスト削減や一部の価格転嫁といった基本的な施策の実行を徹底すると同時に、経営資源を基礎事業に集中し、激変する経営環境に柔軟に対応できる体制を強化してまいります。

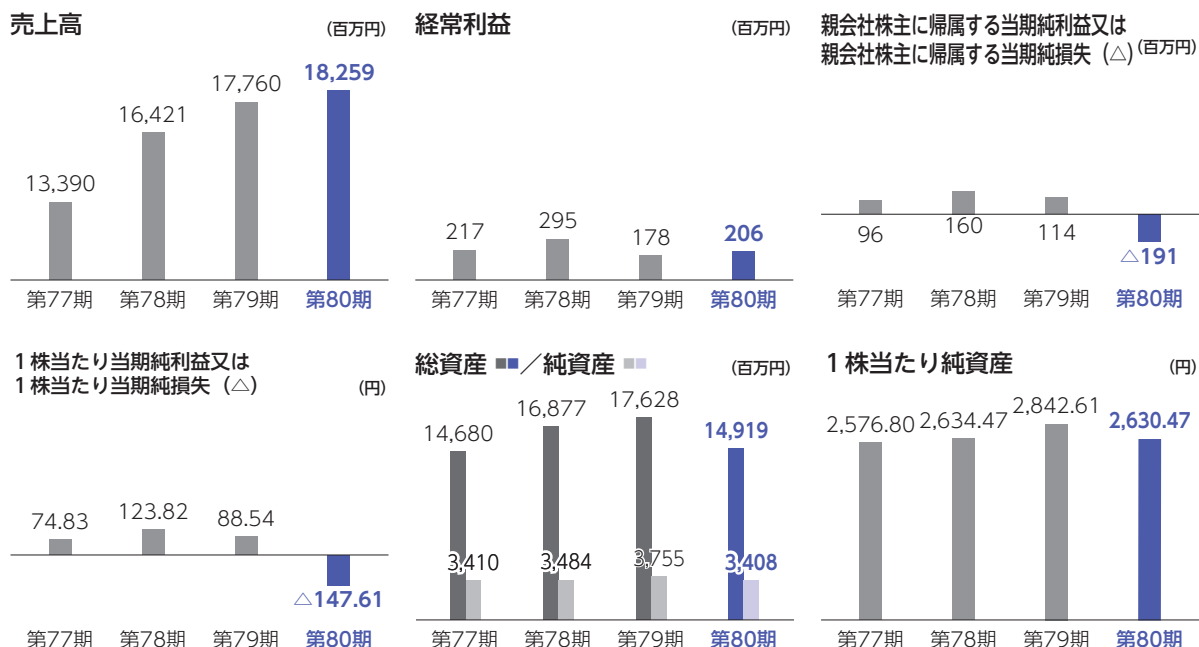
このような事業環境の中、当社グループは、「顧客第一」「合理追求」「人倫遵守」の経営理念の下、売上高と利益の成長を志向し、経営資源の拡大を目指してまいります。経営資源の拡大を通じて、お客さまに提供可能な製品やサービスを拡充し、顧客満足を高めることで社会に貢献してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも何卒よろしくご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産および損益の状況の推移

区 分		第 77 期	第 78 期	第 79 期	第 80 期
		自2019年3月1日 至2020年2月29日	自2020年3月1日 至2021年2月28日	自2021年3月1日 至2022年2月28日	(当連結会計年度) 自2022年3月1日 至2023年2月28日
売上高	(千円)	13,390,680	16,421,930	17,760,072	18,259,196
経常利益	(千円)	217,931	295,712	178,628	206,429
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(千円)	96,340	160,434	114,722	△191,245
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△)	(円)	74.83	123.82	88.54	△147.61
総資産	(千円)	14,680,864	16,877,268	17,628,694	14,919,613
純資産	(千円)	3,410,409	3,484,165	3,755,159	3,408,048
1株当たり純資産	(円)	2,576.80	2,634.47	2,842.61	2,630.47

注) 当連結会計年度の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、第80期の財産および損益の状況は当該会計基準等適用後の数値を記載しております



(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

連結子会社は、2社であります。

(注) 当社の連結子会社であった日本セグメント工業株式会社は、全株式を譲渡したため、当連結会計年度末において重要な子会社はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(11) 主要な事業内容

当社グループの事業セグメントは次のとおりであります。

事業区分	主要な事業内容
基礎事業	コンクリートパイルの製造・販売 コンクリートパイルの杭打ち施工 コンクリートパイルの付属品の販売 建設用資材の販売 コンクリートパイルの運送 その他基礎工事
コンクリートセグメント事業	コンクリートセグメントの製造・販売 コンクリートセグメントの付属品の製造・販売 コンクリートセグメントの運送
不動産賃貸事業	不動産賃貸業

- (注) 1. 当連結会計年度より、事業セグメント区分を従来の「コンクリート二次製品事業」、「コンクリートセグメント事業」、「工事業」及び「不動産賃貸事業」から「基礎事業」、「コンクリートセグメント事業」及び「不動産賃貸事業」に変更しております。
2. 「コンクリートセグメント事業」については、当社の連結子会社であった日本セグメント工業株式会社の全株式を売却したことに伴い、当連結会計年度末において連結の範囲から除外しております。

(12) 主要な事業所

① 当社

本社：静岡県沼津市原315番地の2
工場：東京工場（東京都西多摩郡）
営業事務所：東京事務所（東京都新宿区）

② 子会社

- ・(株)トーヨーアサノ東京工場（静岡県沼津市）
- ・(株)東商（静岡県沼津市）

- (注) 1. 2023年3月1日付で株式会社トーヨーアサノ東京工場はTAパイル製造株式会社に商号を変更しております。
2. 当社の連結子会社であった日本セグメント工業株式会社は、株式譲渡に伴い、当連結会計年度末において連結の範囲から除外しております。

(13) 従業員の状況

事業セグメントの名称	従業員数(名)
基礎事業	175 (108)
不動産賃貸事業	0 (0)
全社(共通)	24 (7)
合計	199 (115)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数の(外書)は、臨時従業員数(パートタイマーおよび派遣社員を含む。)の年間平均雇用人員であります。
3. 「コンクリートセグメント事業」については、当社の連結子会社であった日本セグメント工業株式会社の全株式を売却したことに伴い、当連結会計年度末において連結の範囲から除外しております。

(14) 主要な借入先

借入先	借入金残高
(株) 静岡岡銀 行	2,400,317 千円
(株) 三菱UFJ 銀行	1,115,882
スルガ 銀行 (株)	855,876
静岡県信用農業協同組合連合会	309,942

(15) その他企業集団の現況に関する事項

特記すべき事項はありません。

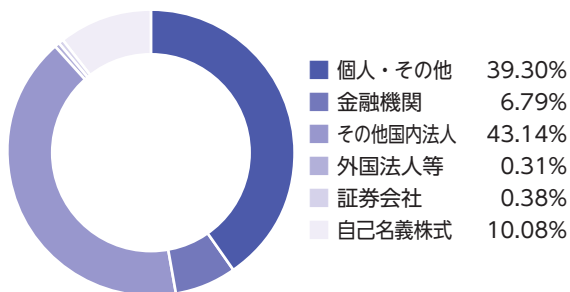
2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株
 (2) 発行済株式総数 1,440,840株 (自己株式145,234株を含む。)
 (3) 当事業年度末株主数 1,116名
 (4) 大株主

	株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
1	東 洋 鉄 工 株 式 会 社	367 千株	28.36 %
2	太 平 洋 セ メ ン ト 株 式 会 社	171	13.22
3	ト ー ヨ ー ア サ ノ 取 引 先 持 株 会	71	5.54
4	株 式 会 社 静 岡 銀 行	55	4.32
5	高 周 波 熱 錬 株 式 会 社	40	3.10
6	ス ル ガ 銀 行 株 式 会 社	31	2.46
7	三 京 化 成 株 式 会 社	27	2.08
8	植 松 昭 子	24	1.86
9	宇 田 肇	23	1.81
10	山 本 忠 男	18	1.44

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、自己株式145,234株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

所有株式数別分布状況



(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	植 松 泰 右	最 高 経 営 責 任 者
常 務 取 締 役	杉 山 康 彦	パ イ ル 営 業 本 部 長
取 締 役	杉 山 敏 彦	管 理 本 部 長
取 締 役	西 村 裕	技 術 部 長
取 締 役	木 下 年 久	東 京 工 場 長 株 式 会 社 ト ヲ ヲ ア サ ノ 東 京 工 場 代 表 取 締 役 社 長
取 締 役	有 森 国 三	工 事 部 長
取 締 役 (監 査 等 委 員 長)	五 月 女 五 郎	五 月 女 五 郎 法 律 事 務 所 所 長 弁 護 士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	吉 良 尚 之	太 平 洋 セ メ ン ト 株 式 会 社 執 行 役 員 セ メ ン ト 事 業 本 部 営 業 部 長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	勝 又 康 博	勝 又 公 認 会 計 士 事 務 所 代 表
取 締 役 (監 査 等 委 員)	榎 田 好 一	日 本 ゲ ー ム カ ー ド 株 式 会 社 特 別 顧 問

- (注) 1. 取締役 竹嶋泰弘氏は、2022年5月24日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
2. 取締役 五月女五郎、吉良尚之、勝又康博、榎田好一の各氏は社外取締役であり、五月女五郎、勝又康博、榎田好一の各氏は東京証券取引所へ独立役員として届け出ております。
3. 常勤の監査等委員の選定の有無およびその理由
当社は、内部監査室により実施した内部監査結果につきましては監査等委員会において、また取締役の業務執行の状況につきましては取締役会において、原則毎月1回以上報告されるほか、監査等委員とは定期的に情報交換、意見交換を行い、会社グループの内部統制システムを通じ十分な監査業務を遂行できる環境が整備されていることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 監査等委員 勝又康博氏は長年公認会計士として企業の会計監査に従事され、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 植松泰右氏の重要な兼職先につきましては、2023年3月1日付をもって株式会社東商 代表取締役社長に就任いたしました。
6. 取締役 吉良尚之氏の重要な兼職先につきましては、2023年4月1日付をもって太平洋セメント株式会社 執行役員セメント事業本部営業部長から同社 常務執行役員セメント事業本部部長 兼 セメント事業本部営業部長へ異動されました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員が職務遂行にあたりその役割を充分発揮できるよう、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、予め賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役（監査等委員）4名は当社との間で当該契約を締結しております。これに基づく賠償責任限度額は法令の定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、当社取締役（監査等委員である取締役を含む）を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。当該保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。

(4) 取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役は除く。）の報酬は、株主総会で決定された報酬総額の範囲内で、役職別の固定報酬および業績連動報酬を取締役会の決議により、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決定された報酬総額の範囲内で、監査等委員の協議により決定しております。

役員報酬額等の決定に関する方針の内容は以下のとおりです。

1. 報酬委員会

当社は、役員報酬の決定について独立性や透明性、客観性の確保と説明責任の向上、コーポレートガバナンス体制のさらなる向上を図るため、過半数を社外取締役で構成された取締役会の諮問機関である報酬委員会を設置しております。独立社外取締役（監査等委員）2名および代表取締役社長で構成された報酬委員会において、「役員報酬の決定方針」について審議、検討を行い、報酬の額を決定しております。取締役の個別の報酬額についても、その決定方針に基づき経営環境や業績および各取締役が担当する職務の内容を総合的に勘案し、株主総会で決定された報酬総額の範囲内で、報酬委員会において役職別の固定報酬を決定しております。なお、「役員報酬の決定方針」ならびに取締役の個別の報酬については、報酬委員会の決定に基づき、最終的に取締役会において決議しております。

2. 取締役（監査等委員である取締役は除く。）の報酬

当社の取締役（監査等委員である取締役は除く。）の報酬額は、役職別の固定報酬および業績連動報酬により構成されております。なお、当社は役員報酬体系の見直しの一環として、2018年5月24日開催の第75回定時株主総会の決議により、役員退職慰労金制度を廃止しております。固定報酬は、取締役としての役位・職責等を総合的に勘案して決定された毎月の金銭報酬となります。業績連動報酬は、年度業績を明確に表す売上高、営業利益、当期純利益等の指標を主な業績項目として設定し、それぞれの経営指標の達成度合いや経営環境等を総合的に勘案し、決定しております。支給時期については夏季賞与、年末賞与、期末賞与の3回に分割して支給しております。

当事業年度においては、上記の方針に則り、計2回開催された報酬委員会で審議、検討を行い、取締役会において決定しております。当事業年度の業績連動報酬に係る指標の実績のうち、連結売上高は業績予想17,000百万円に対し実績は18,259百万円、連結営業利益は業績予想340百万円に対し実績は228百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は業績予想160百万円に対し親会社株主に帰属する当期純損失191百万円となりました。なお、親会社株主に帰属する当期純損失には当社連結子会社であった日本セグメント工業株式会社の全株式売却による関係会社株式売却損331百万円を含んでおります。

3. 監査等委員である取締役の報酬

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、各取締役が担当する職務の内容に応じて、基本報酬により構成されております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2017年5月24日開催の第74回定時株主総会にて取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は年230,000千円以内（うち社外取締役分10,000千円以内）（ただし、使用人分給与は含まない）（決議当時の員数5名、うち社外取締役0名）、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年20,000千円以内（決議当時の員数4名）と決議いただいております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定について、透明性および客観性を確保する観点から、取締役会が報酬委員会に委任できることとしています。報酬委員会は、代表取締役を議長とし、独立社外取締役（監査等委員）2名で構成されており、報酬等の内容について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行ったうえで出席委員の過半数によって決議されており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

なお報酬委員会の委員は以下のとおりです。

氏 名	地 位 、 担 当
植 松 泰 右	代表取締役社長
五月女 五 郎	社外取締役（監査等委員長）
榎 田 好 一	社外取締役（監査等委員）

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員であるものを除く。） （うち社外取締役）	133,160 (-)	123,000 (-)	10,160 (-)	- (-)	7 (0)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役（監査等委員））	10,200 (10,200)	10,200 (10,200)	- (-)	- (-)	4 (4)
合計 （うち社外取締役（監査等委員））	143,360 (10,200)	133,200 (10,200)	10,160 (-)	- (-)	11 (4)

- (注) 1. 取締役支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2017年5月24日開催の第74回定時株主総会にて、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は年230,000千円以内（うち社外取締役分10,000千円以内）（ただし、使用人分給与は含まない）、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年20,000千円以内と決議いただいております。
3. 業績連動報酬等として監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対して短期金銭報酬を支給しています。業績連動報酬等の額の算定基礎として選定した業績指標は、事業の成績を表す指標であることから売上高、営業利益および当期純利益等としており、上記に記載の方針のとおり算定しています。
4. 上記報酬等のほか、2018年5月24日開催の定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給額として、当事業年度中に退任した取締役1名に対して、4,000千円を支給しております。なお、この金額には過年度の事業報告において開示した役員退職慰労金の繰入額(4,000千円)が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・取締役（監査等委員長） 五月女五郎氏は兼職先であります五月女五郎法律事務所の所長弁護士であり、当社は五月女五郎法律事務所と顧問契約を締結しております。
- ・取締役（監査等委員） 吉良尚之氏の兼職先であります太平洋セメント株式会社は、当社発行済株式総数の11.88%を保有する主要株主であるとともに、特定関係事業者であり、同社から当社主要製品の原材料を購入しております。
- ・取締役（監査等委員） 勝又康博氏は兼職先であります勝又公認会計士事務所の代表であり、当社は勝又公認会計士事務所と顧問契約を締結しております。
- ・取締役（監査等委員） 榊田好一氏の兼職先であります日本ゲームカード株式会社と当社との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	活 動 状 況
取 締 役 (監 査 等 委 員 長)	五 月 女 五 郎	当事業年度に開催された12回の取締役会、また、当事業年度に開催された12回の監査等委員会の全てに出席し、これまで培った法曹会での幅広い見識と豊富な経験を基に、当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性を確保するための助言、提言を行っております。また、取締役会とは別に経営者との意見交換会も定期的を実施しております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	吉 良 尚 之	当事業年度に開催された12回の取締役会のうち11回、また、当事業年度に開催された12回の監査等委員会のうち11回に出席し、これまで培った営業部門の幅広い見識と豊富な経験を基に、当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性を確保するための助言、提言を行っております。また、取締役会とは別に経営者との意見交換会も定期的を実施しております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	勝 又 康 博	当事業年度に開催された12回の取締役会、また、当事業年度に開催された12回の監査等委員会の全てに出席し、これまで培った公認会計士としての幅広い見識と豊富な経験を基に、当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性を確保するための助言、提言を行っております。また、取締役会とは別に経営者との意見交換会も定期的を実施しております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	榎 田 好 一	当事業年度に開催された12回の取締役会、また、当事業年度に開催された12回の監査等委員会の全てに出席し、これまで培った公務員や経営者としての幅広い見識と豊富な経験を基に、当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性を確保するための助言、提言を行っております。また、取締役会とは別に経営者との意見交換会も定期的を実施しております。

③ 社外役員の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	支 給 額
取 締 役 (監 査 等 委 員)	4名	10,200千円
合 計	4名	10,200千円

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

芙蓉監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 20,000千円 |
| ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,000千円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由については、監査等委員会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、当該報酬は適切、妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

2. 当社は会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人がその職務を適切に執行することが困難であると認められる等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

また当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当する場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ会社が業務の適正を確保するための体制として、2017年5月24日開催の取締役会において決議した事項は以下のとおりであります。

内部統制システムの構築に関する基本的な考え方

当社およびグループ会社はコーポレートガバナンスの中核を「企業経営の適法性と効率性の確保・強化」と位置づけ、株主の平等な権利保護を始めとし、当社およびグループ会社を取り巻く全ての利害関係者から期待される公正かつ透明性に優れた効率的な経営を行うための組織体制の構築に努め、もって企業の競争力と収益力の増進を図る。

この基本理念の下、コーポレートガバナンスの充実・強化のため、次のとおり内部統制システム構築に関する基本方針を定める。

1. 当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 社長は当社およびグループ会社全役職員に対し、法令、定款、社内諸規則ならびに社会倫理の遵守が企業活動の前提であることを伝え、当社およびグループ会社全ての役職員のコンプライアンス意識向上に努める。
- ② 独立的な監視機関として社長直轄の内部監査室を設置、全ての企業活動が適正かつ健全に行われているかを監視し、必要があると認めた時は社長および監査等委員会に対し速やかに報告を行う。
- ③ 当社およびグループ会社全ての業務執行の適法性の確保とコンプライアンス意識向上のため取締役会直属のコンプライアンス会議を設置する。
- ④ 監査等委員会はこの内部統制システムが有効に機能しているかを監視し、必要があると認めた時は取締役会に対し改善を助言し、あるいは勧告する。
- ⑤ 当社およびグループ会社の役職員から社内における法令違反行為等に関する自発的情報を集約するため内部相談窓口を設置する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報は文書または電磁的媒体に記録し、経営判断に用いた関連資料とともに適切に保存および管理する。文書管理に関する主管部署は管理対象文書、保存期間、管理方法等を定めた文書管理規程を策定する。
- ② 取締役は何時でもこれらの文書等を閲覧できるものとし、主管部署はこれに備え随時閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 内部統制の本質としてのリスク管理を充実させるため当社およびグループ会社各業務部門別におけるビジネスリスク管理について定め、内部監査室はこのリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失の極小化に努める。
- ② リスク情報については定期的に取り締役に状況報告を行う。

4. 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するため取締役会を原則として月1回開催する他、必要に応じて随時に機動的に開催する。
- ② 法令および取締役会規程に定められた決議事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守する。
- ③ 経営の意思決定のスピード化と事業活動の総合調整を図る機関として業務会を設置し、必要に応じて取締役会に随時提言を行う。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社に対し取締役および内部監査室長を派遣し、業務の適正を確保する。
- ② グループ会社がグループ全体の経営・財務に重大な影響を及ぼす事項を実施する際は、当社管理部は適切な指導を行う。
- ③ 内部監査室はグループ会社の法令および定款の遵守体制の有効性について監査を行い、必要があると認めた時は、速やかにその対策を講ずるよう適切な指導を行う。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対し監査業務の遂行のため、補助の使用人配置の他必要な事項を指示できるものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人等はその権限の行使を妨げることはできない。
- ② 監査等委員会を補助する使用人の人事に関する事項は監査等委員会に意見を求め、その意見を尊重するものとする。

7. 当社およびグループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- ① 当社およびグループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、法令および定款違反ならびに不正行為の事実、または経営に重大な影響を及ぼす事項については速やかに監査等委員会に報告を行う。
- ② 当社およびグループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は内部統制システムの活動状況を随時、監査等委員会に報告を行う。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 業務の執行状況を把握するため監査等委員会は取締役会のほか、業務会等の重要な会議に出席、または監査等委員会から指名された使用人よりその会議内容について直接報告を受ける。
- ② 重要な事項の実施を求めた当社およびグループ会社の社内稟議書および監査等委員会が要求する当社およびグループ会社の会議議事録については監査等委員会に回付、または監査等委員会から指名された使用人よりその決議および会議内容について直接報告を受ける。
- ③ 監査等委員会、会計監査人および内部監査室は定期的に会合を持ち、情報交換、意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

1. コンプライアンスに対する取り組み

当社は、コンプライアンス会議を毎月開催し、問題の早期発見と改善措置を実施しております。内部監査室では、コンプライアンスを監査の重点項目とし、法令・定款・社内規程等の遵守状況の監査に加え、会社の社会的責任の観点から業務が適切になされているかについても確認しております。

さらに、役職員から法令違反行為等に関する自発的情報を集約するため、内部相談窓口を設置しております。

2. 取締役の職務執行体制

当社は、取締役会規程や社内規程、経営要綱を制定し、取締役が法令および定款に則って行動するよう徹底しております。

当社の取締役は、取締役会を毎月開催し、重要経営事項に関する審議および決定をおこなっております。さらに、業務執行取締役、執行役員、部門長以上で構成され、重要事項について検討する業務会を毎月開催し、業務執行の適正性、効率性を確保しております。

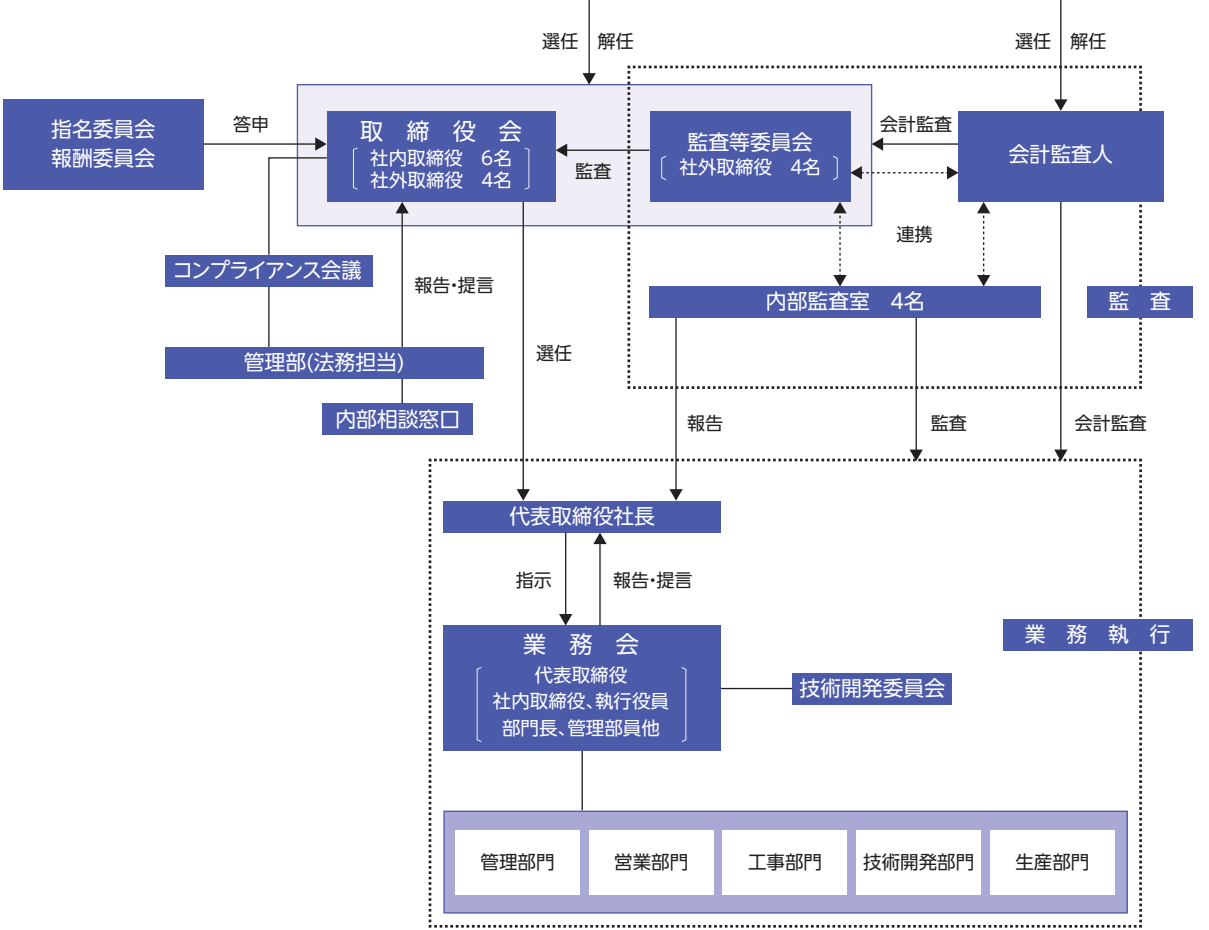
3. 監査等委員会の監査体制

当社の監査等委員会は、監査の方針に従い、取締役およびその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、取締役会に出席し取締役の職務執行の監査を行っております。さらに、毎月開催される監査等委員会を通じて各監査等委員との情報共有を図るとともに、会計監査人および内部監査室と情報交換を行い、監査機能の強化・相互の連携を図っております。

4. グループ会社管理体制

当社のグループ会社は、稟議申請に関して当社管理部に報告することを義務とし、当社管理部はその決裁事項を監督しております。また、毎月開催される当社取締役会において、グループ会社の取締役より業績および営業状況の報告を実施しております。さらに、当社の内部監査室は、グループ会社の管理部門と連携し、法令および定款の遵守体制の有効性について監査し、定期的に取り締役および監査等委員会に報告しております。

株 主 総 会



(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置付けており、事業に対する投資や財務安定性の向上のための適正な内部留保等を総合的に勘案したうえで、株主の皆さまには中長期的な配当性向30%を目安とし、安定的な還元を目指すことを基本方針としております。

また、内部留保資金の使途につきましては、財務の安定性向上および将来にわたって株主の利益確保のための事業拡大や設備投資、人材の確保・教育・育成に積極的に活用していく所存であります。

なお、当社は、期末の年1回において剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、毎年8月31日の基準日をもって会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当、期末配当共に取締役会であります。

これらの基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、当社普通株式1株当たり普通配当25円とさせていただきます。なお、配当総額は32,390,150円となります。また、中間期において、中間配当金1株当たり25円をお支払しておりますので、当期の年間配当金は1株当たり50円となります。

1株当たりの配当金

(単位：円) ■ 中間 ■ 期末



連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第80期 (2023年2月28日現在)	第79期 (ご参考) (2022年2月28日現在)	科 目	第80期 (2023年2月28日現在)	第79期 (ご参考) (2022年2月28日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	6,663,606	8,527,841	流動負債	7,506,543	9,437,175
現金及び預金	1,523,031	2,081,602	支払手形及び買掛金	2,173,878	3,557,635
受取手形及び売掛金	—	3,451,596	電子記録債務	2,471,748	2,856,639
受取手形、売掛金及び 契約資産	2,423,027	—	短期借入金	442,000	300,000
電子記録債権	586,692	1,357,175	一年以内返済長期借入金	1,789,868	1,914,782
棚卸資産	1,681,501	1,424,756	リース債務	129,593	152,932
その他	449,353	212,710	未払金	224,083	255,709
固定資産	8,256,007	9,100,853	未払法人税等	43,904	34,345
有形固定資産	7,252,329	7,962,984	その他	231,466	365,130
建物及び構築物	1,515,944	1,757,595	固定負債	4,005,021	4,436,359
機械装置及び運搬具	388,183	578,904	長期借入金	3,610,229	3,883,763
工具器具備品	63,468	191,404	リース債務	191,414	263,386
土地	4,800,853	4,964,446	退職給付に係る負債	49,158	121,550
リース資産	336,965	428,923	長期未払金	38,115	51,555
建設仮勘定	146,914	41,712	その他	116,104	116,104
無形固定資産	152,816	200,089	負債合計	11,511,564	13,873,535
借地権	27,584	27,584	純資産の部		
ソフトウェア	105,621	133,473	株主資本	3,392,918	3,672,942
電話加入権	9,997	11,928	資本金	720,420	720,420
その他	9,613	27,103	資本剰余金	706,858	706,858
投資その他の資産	850,860	937,778	利益剰余金	2,072,473	2,352,436
投資有価証券	337,250	329,970	自己株式	△106,833	△106,772
更生債権等	300	300	その他の包括利益累計額	15,130	10,079
繰延税金資産	104,162	148,463	その他有価証券評価差額金	15,130	10,079
その他	409,446	459,344	非支配株主持分	—	72,137
貸倒引当金	△300	△300	純資産合計	3,408,048	3,755,159
資産合計	14,919,613	17,628,694	負債純資産合計	14,919,613	17,628,694

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	第80期	第79期 (ご参考)
	(2022年3月1日から2023年2月28日まで)	(2021年3月1日から2022年2月28日まで)
売上高	18,259,196	17,760,072
売上原価	16,182,505	15,616,910
売上総利益	2,076,691	2,143,161
販売費及び一般管理費	1,848,045	2,001,161
営業利益	228,645	142,000
営業外収益	40,546	99,563
受取利息及び配当金	9,594	11,267
その他	30,952	88,296
営業外費用	62,762	62,935
支払利息	53,625	56,284
その他	9,136	6,651
経常利益	206,429	178,628
特別利益	60,690	60,238
固定資産売却益	690	41,793
投資有価証券売却益	—	18,444
事業譲渡益	60,000	—
特別損失	345,223	31,359
固定資産除却損	6,218	311
固定資産売却損	7,535	—
退職給付費用	—	31,048
関係会社株式売却損	331,470	—
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)	△78,103	207,506
法人税、住民税及び事業税	56,757	75,847
法人税等調整額	52,635	17,411
当期純利益又は当期純損失 (△)	△187,496	114,247
非支配株主に帰属する当期純利益 又は非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	3,749	△474
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△191,245	114,722

連結株主資本等変動計算書

第80期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2022年3月1日残高	720,420	706,858	2,352,436	△106,772	3,672,942
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△23,934	—	△23,934
会計方針の変更を反映した当期首残高	720,420	706,858	2,328,501	△106,772	3,649,007
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△64,782		△64,782
親会社株主に帰属する当期純損失			△191,245		△191,245
自 己 株 式 の 取 得				△61	△61
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	△256,027	△61	△256,088
2023年2月28日残高	720,420	706,858	2,072,473	△106,833	3,392,918

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2022年3月1日残高	10,079	10,079	72,137	3,755,159
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	△23,934
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,079	10,079	72,137	3,731,224
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△64,782
親会社株主に帰属する当期純損失				△191,245
自 己 株 式 の 取 得				△61
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	5,050	5,050	△72,137	△67,086
当期変動額合計	5,050	5,050	△72,137	△323,175
2023年2月28日残高	15,130	15,130	—	3,408,048

【連結注記表】

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

(株)トーヨーアサノ東京工場

(株)東商

2023年3月1日付で(株)トーヨーアサノ東京工場はTAパイル製造(株)に商号を変更しております。

従来連結子会社であった日本セグメント工業(株)は株式譲渡に伴い、当連結会計年度末において連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

棚卸資産の評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

製 品

コンクリート二次製品

総平均法による原価法

商 品

先入先出法による原価法

原 材 料 及 び 貯 蔵 品

移動平均法による原価法

未 成 工 事 支 出 金

個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法

但し、1998年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～60年

機械装置及び運搬具 6年～9年

また、連結子会社においては、一部の有形固定資産について生産高比例法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務、当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりです。

（基礎事業）

当社グループの主要な事業である基礎事業においては、顧客との工事請負契約に基づき、目的物の完成及び顧客に引渡す義務を負っております。

当該履行義務については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。ただし、期間がごく短い工事については、工事完了時点で収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

【会計方針の変更】

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来、別個取引として識別していた同一の契約に係るコンクリートパイル製品の販売と請負工事を単一の履行義務として識別し、契約における履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、従来は進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識する方法に変更しております。ただし、期間がごく短い工事については、工事完了時点で収益を認識する方法を採用しています。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する実際原価の割合(インプット法)で算出しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は322,360千円、売上原価は204,483千円増加しており、営業利益、経常利益は117,877千円増加し、税金等調整前当期純損失が117,877千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高が23,934千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。この変更による連結計算書類に与える影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産104,162千円(相殺前116,786千円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

当社グループは、将来の課税所得を合理的に見積り、繰延税金資産の回収可能性の判断をしております。

将来の課税所得に関する予測は、過去の実績や一定の仮定のもとに行っているため、経営環境等の変化により、課税所得の見積りの変更が必要になった場合には、繰延税金資産の計上額が変動し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	6,301,184千円
2. 担保資産及び担保付債務	
担保に供している資産	
建物及び構築物	771,119千円
土地	4,701,351千円
投資その他の資産	137,816千円
計	5,610,287千円
担保付債務	
短期借入金	442,000千円
一年以上返済長期借入金	1,459,851千円
長期借入金	3,039,261千円
受入保証金	116,104千円
支払手形及び買掛金	49,981千円
計	5,107,197千円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,440,840	-	-	1,440,840
自己株式				
普通株式	145,194	40	-	145,234

(変動事由)

自己株式（普通株式）の増加40株は単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年4月8日 取締役会	普通株式	32,391	25.00	2022年2月28日	2022年5月10日
2022年10月7日 取締役会	普通株式	32,391	25.00	2022年8月31日	2022年11月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年4月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	32,390	25.00	2023年2月28日	2023年5月9日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にコンクリート製品の製造販売を行うための設備投資計画に基づき、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

借入金及びリース債務のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達、長期借入金及びファイナンス・リース債務は主として設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後最長で13年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、各事業部門と管理部が連携して、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各子会社及び各部署からの報告に基づき、当社の管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれていません（注2）を参照ください。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	73,642	73,642	－
資産計	73,642	73,642	－
長期借入金※1	5,400,097	5,392,807	△7,289
リース債務※1	321,008	313,536	△7,471
負債計	5,721,105	5,706,344	△14,761

※1 1年以内返済長期借入金1,789,868千円につきましては、長期借入金に含めております。また1年以内返済リース債務129,593千円につきましてはリース債務に含めております。

(注1) 現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	263,608

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
受取手形	229,012	—	—	—
売掛金	902,919	—	—	—
電子記録債権	586,692	—	—	—
合計	1,718,624	—	—	—

(注4) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	442,000	—	—	—	—	—
長期借入金	1,789,868	1,347,521	948,093	578,552	188,158	547,905
リース債務	129,593	93,295	47,631	34,462	16,026	—
合計	2,361,461	1,440,816	995,724	613,014	204,184	547,905

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	73,642	—	—	73,642

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	5,392,807	—	5,392,807
リース債務	—	313,536	—	313,536

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

【賃貸等不動産に関する注記】

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

1. 賃貸等不動産の概要

当社及び一部の子会社では、静岡県並びにその他の地域において、賃貸用の商業施設、土地、住宅を有しております。

2. 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
776,618	△44,396	732,221	1,660,914

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 当連結会計年度の増減額のうち、減少額は減価償却費であります。

3 時価の算定方法

当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については一定の評価額に基づいて自社で算定した金額であります。

3. 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は116,627千円（賃貸収入は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

区分	報告セグメント			合計
	基礎事業	コンクリートセグメント事業	不動産賃貸事業	
一時点で移転される財	277,936	1,929,279	－	2,207,216
一定の期間にわたり移転される財	15,858,373	－	－	15,858,373
顧客との契約から生じる収益	16,136,309	1,929,279	－	18,065,589
その他の収益	－	－	193,606	193,606
外部顧客への売上高	16,136,309	1,929,279	193,606	18,259,196

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3. 会計方針に関する事項 (5) 収益の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産1,291,095千円は、一定の期間にわたって履行義務が充足されると判断した工事契約について、原価回収基準に基づき認識した収益に係る未請求の対価に対する権利であります。

契約負債144,496千円は、主に顧客との工事契約について、履行義務を充足する前に顧客から、支払条件に基づき受け取った前受金に関するものであります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首の契約負債残高に含まれていた額は、215,286千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の記載を省略しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額	2,630円47銭
2. 1株当たり当期純損失(△)	△147円61銭

【重要な後発事象に関する注記】

(資本金の額の減少)

当社は、2023年4月7日開催の取締役会において、2023年5月23日開催予定の当社定時株主総会に、下記のとおり「資本金の額の減少の件」について付議することを決議いたしました。

1. 資本金の額の減少の目的

今後の成長戦略を実現するために財務戦略の一環として資本金の額の減少を実施するものであり、機動的かつ柔軟な資本政策の実現と、適切な税制への適用を通じて財務内容の健全性を目的に、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。

2. 資本金の額の減少の概要

(1) 減少する資本金の額

資本金の額720,420,000円のうち620,420,000円を減少して、100,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額620,420,000円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

3. 資本金の額の減少の日程

(1) 取締役会決議日	2023年4月7日
(2) 定時株主総会決議日	2023年5月23日(予定)
(3) 債権者異議申述公告日	2023年5月25日(予定)
(4) 債権者異議申述最終期日	2023年6月26日(予定)
(5) 効力発生日	2023年6月30日(予定)

4. 今後の見通し

本件による発行済株式総数に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。また、当社の純資産額の変動もなく、当社業績に与える影響もありません。

なお、上記の内容につきましては、2023年5月23日開催予定の定時株主総会において、資本金の額の減少に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

【その他の注記】

記載金額は表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第80期 (2023年2月28日現在)	第79期 (ご参考) (2022年2月28日現在)	科 目	第80期 (2023年2月28日現在)	第79期 (ご参考) (2022年2月28日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	6,359,385	7,289,654	流動負債	7,436,942	8,488,740
現金及び預金	1,234,061	1,470,468	支払手形	601,345	1,768,702
受取手形	229,012	753,813	電子記録債務	2,471,748	2,721,203
電子記録債権	586,692	991,776	買掛金	1,592,638	1,436,584
売掛金	886,738	2,522,524	短期借入金	442,000	300,000
契約資産	1,291,095	—	一年以内返済長期借入金	1,789,868	1,834,790
商品及び製品	—	862,197	リース債務	129,593	137,194
原材料及び貯蔵品	237,118	211,306	未払金	187,521	206,346
未成工事支出金	1,446,881	279,105	未払法人税等	15,009	22,915
前払費用	38,178	31,835	未払費用	30,272	33,398
その他	409,606	166,626	前受収益	479	479
固定資産	8,290,196	8,763,742	契約負債	144,496	16,258
有形固定資産	7,251,931	7,330,796	預り金	9,099	8,666
建物	1,151,551	1,222,472	その他	22,868	2,200
構築物	363,994	298,976	固定負債	4,002,186	4,309,700
機械及び装置	382,999	499,384	長期借入金	3,610,229	3,837,083
車両運搬具	5,184	5,909	リース債務	191,414	253,041
工具器具備品	63,468	57,715	退職給付引当金	49,158	64,952
土地	4,800,853	4,800,853	長期未払金	35,280	38,520
リース資産	336,965	403,771	その他	116,104	116,104
建設仮勘定	146,914	41,712	負債合計	11,439,129	12,798,441
無形固定資産	148,239	172,941	純資産の部		
特許権	1,313	1,753	株主資本	3,195,321	3,244,876
借地権	23,355	23,355	資本金	720,420	720,420
ソフトウェア	105,621	112,833	資本剰余金	696,910	696,910
その他の無形固定資産	17,949	34,999	資本準備金	579,892	579,892
投資その他の資産	890,025	1,260,004	その他資本剰余金	117,017	117,017
投資有価証券	337,250	329,970	利益剰余金	1,884,824	1,934,318
関係会社株式	79,558	413,998	利益準備金	180,105	180,105
出資金	780	780	その他利益剰余金	1,704,719	1,754,213
更生債権等	300	300	土地圧縮積立金	20,814	20,814
長期前払費用	60,956	62,191	償却資産圧縮積立金	4,784	5,114
繰延税金資産	101,784	141,779	別途積立金	400,000	400,000
その他の投資等	309,694	311,284	繰越利益剰余金	1,279,121	1,328,285
貸倒引当金	△300	△300	自己株式	△106,833	△106,772
資産合計	14,649,581	16,053,397	評価・換算差額等	15,130	10,079
			その他有価証券評価差額金	15,130	10,079
			純資産合計	3,210,451	3,254,955
			負債純資産合計	14,649,581	16,053,397

損益計算書

(単位：千円)

科 目	第80期	第79期 (ご参考)
	(2022年3月1日から2023年2月28日まで)	(2021年3月1日から2022年2月28日まで)
売上高	16,340,743	15,849,917
売上原価	14,458,457	13,825,344
売上総利益	1,882,285	2,024,573
販売費及び一般管理費	1,783,967	1,947,023
営業利益	98,317	77,549
営業外収益	64,040	119,290
受取利息	770	698
受取配当金	8,447	10,196
その他の営業外収益	54,822	108,395
営業外費用	61,977	61,901
支払利息	53,019	55,532
その他の営業外費用	8,957	6,369
経常利益	100,380	134,937
特別利益	16,350	60,238
固定資産売却益	690	41,793
投資有価証券売却益	—	18,444
関係会社株式売却益	15,660	—
特別損失	6,218	16,963
固定資産除却損	6,218	311
退職給付費用	—	16,652
税引前当期純利益	110,512	178,212
法人税、住民税及び事業税	22,960	66,025
法人税等調整額	48,328	11,567
当期純利益	39,223	100,619

株主資本等変動計算書

第80期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利益準備金	利 益 剰 余 金					利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金					
						土地圧縮 積立金	償却資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
2022年3月1日残高	720,420	579,892	117,017	696,910	180,105	20,814	5,114	400,000	1,328,285	1,934,318	
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	-	-	-	△23,934	△23,934	
会計方針の変更を反映した当期首残高	720,420	579,892	117,017	696,910	180,105	20,814	5,114	400,000	1,304,350	1,910,383	
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当									△64,782	△64,782	
償却資産圧縮積立金の取崩							△330		330	-	
当 期 純 利 益									39,223	39,223	
自 己 株 式 の 取 得											
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	△330	-	△25,228	△25,558	
2023年2月28日残高	720,420	579,892	117,017	696,910	180,105	20,814	4,784	400,000	1,279,121	1,884,824	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2022年3月1日残高	△106,772	3,244,876	10,079	10,079	3,254,955
会計方針の変更による累積的影響額	-	△23,934	-	-	△23,934
会計方針の変更を反映した当期首残高	△106,772	3,220,941	10,079	10,079	3,231,020
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△64,782			△64,782
償却資産圧縮積立金の取崩		-			-
当 期 純 利 益		39,223			39,223
自 己 株 式 の 取 得	△61	△61			△61
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			5,050	5,050	5,050
当期変動額合計	△61	△25,619	5,050	5,050	△20,568
2023年2月28日残高	△106,833	3,195,321	15,130	15,130	3,210,451

【個別注記表】

【重要な会計方針に係る事項】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

製 品 総平均法による原価法

商 品 先入先出法による原価法

原材料及び貯蔵品 移動平均法による原価法

未成工事支出金 個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～60年

機械及び装置 6年～9年

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務、当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりです。

（基礎事業）

当社の主要な事業である基礎事業においては、顧客との工事請負契約に基づき、目的物の完成及び顧客に引渡す義務を負っております。

当該履行義務については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。ただし、期間がごく短い工事については、工事完了時点で収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

【会計方針の変更】

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来、別個の取引として識別していた同一の契約に係るコンクリートパイル製品の販売と請負工事を単一の履行義務として識別し、契約における履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、従来は進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識する方法に変更しております。ただし、期間がごく短い工事については、工事完了時点で収益を認識する方法を採用しています。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する実際原価の割合(インプット法)で算出しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は322,360千円、売上原価は204,483千円増加しており、営業利益、経常利益、税引前当期純利益は117,877千円増加しております。また、商品及び製品は904,801千円減少し、未成工事支出金は801,954千円増加しております。さらに、利益剰余金の当期首残高が23,934千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」及び「契約資産」に区分して表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」及び「その他」は当事業年度より「契約負債」に区分して表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。この変更による計算書類に与える影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産101,784千円(相殺前121,086千円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」に記載のとおりであります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額		6,267,232千円
2. 担保資産及び担保付債務		
担保に供している資産	建物	771,119千円
	土地	4,701,351千円
	その他の投資等	99,850千円
	計	5,572,320千円
担保付債務	短期借入金	442,000千円
	一年以内返済長期借入金	1,459,851千円
	長期借入金	3,039,261千円
	受入保証金	116,104千円
	計	5,057,216千円
3. 関係会社に対する短期金銭債務		286,876千円

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社に対する売上高	22,993千円
2. 関係会社からの仕入高	1,494,201千円
3. 関係会社との営業取引以外の取引高	27,346千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	145,194株	40株	一株	145,234株

(変動事由)

自己株式（普通株式）の増加40株は単元未満株式の買取りによるものであります。

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関係会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等 (名)	事業上の関係				
子会社	(株) 東 商	静岡県 沼津市	17,280	コンクリート 二次製品の原材 料販売	直接 100	兼任 2	原材料の仕入	コンクリート 二次製品の原 材料仕入	545,981	電子記録債務 買掛金	148,213 53,989
子会社	(株)トーヨーアサ ノ東京工場	静岡県 沼津市	30,000	コンクリート 二次製品の出荷 及び構内作業	直接 100	兼任 2	コンクリート 二次製品の構内 作業	構内作業委託	948,220	買掛金	84,673

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

(株)東商とのコンクリート二次製品の原材料仕入、(株)トーヨーアサノ東京工場からの構内作業委託については、一般取引と同様の取引条件であります。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	1,459千円
共済会剰余金	1,047千円
未成工事支出金	6,900千円
未払金	3,816千円
役員退職慰労引当金	10,802千円
退職給付引当金	105,932千円
投資有価証券評価損	2,781千円
ゴルフ会員権評価損	765千円
減損損失	25,956千円
その他	3,254千円
計	162,717千円
評価性引当額	△41,631千円
差引	121,086千円
繰延税金資産合計	121,086千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△6,677千円
固定資産圧縮積立金	△11,297千円
退職給付信託設定益	△1,326千円
計	△19,301千円
繰延税金負債合計	△19,301千円
繰延税金資産の純額	101,784千円

【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
個別注記表「(重要な会計方針に係る事項) 4. 収益の計上基準」に記載のとおりであります。

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,477円95銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 30円27銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

(資本金の額の減少)

連結注記表(重要な後発事象に関する注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【その他の注記】

記載金額は表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年4月7日

株式会社トーヨーアサノ
取締役会 御中

芙蓉監査法人
静岡県静岡市
指定社員 公認会計士 鈴木 潤
業務執行社員
指定社員 公認会計士 鈴木 信行
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーヨーアサノの2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーヨーアサノ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年4月7日

株式会社トーヨーアサノ
取締役会 御中

芙蓉監査法人
静岡県静岡市
指定社員 公認会計士 鈴木 潤
業務執行社員
指定社員 公認会計士 鈴木 信行
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーヨーアサノの2022年3月1日から2023年2月28日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業を前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業を前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第80期事業年度における取締役の職務について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月7日

株式会社トーヨーアサノ 監査等委員会

監査等委員長 五月女 五 郎 ㊟

監査等委員 吉 良 尚 之 ㊟

監査等委員 勝 又 康 博 ㊟

監査等委員 梶 田 好 一 ㊟

(注) 監査等委員長五月女五郎、監査等委員吉良尚之、勝又康博及び梶田好一は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

日時

2023年5月23日
(火曜日) 午前10時
(受付開始予定時間 午前9時)

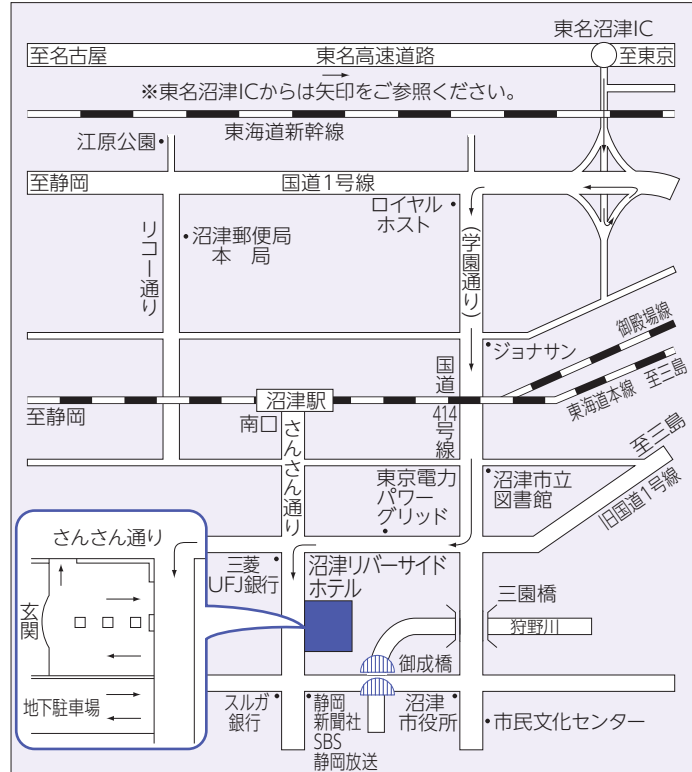
会場

沼津リバーサイドホテル
3階 香陵
静岡県沼津市上土町100番地1
TEL 055-952-2411



交通のご案内

- JRご利用の場合
東海道線沼津駅南口より徒歩7分。
新幹線三島駅よりタクシーで約20分。
- お車ご利用の場合
東名高速沼津ICより約15分。



未来を支える基礎づくり

